

# 東京大学大学院農学生命科学研究科規則

昭和40年5月18日

評議会可決

[沿革](#)

## (目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

## (教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、農学の基盤を形成する諸科学に関する高度な教育、研究を進め、人類が抱える食料や環境をめぐる多様な課題に取り組む専門性豊かな人材を養成することを目的とする。

2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

## (履修コース)

第2条 本研究科の専攻に、次の各号に掲げる履修コースを置く。

(1) 木造建築コース（生物材料科学専攻修士課程）

(2) 国際農業開発学コース（農学国際専攻修士課程及び博士後期課程）

## (学期)

第2条の2 学年を4学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第41条第3項により別に定められるところによる。

## (修了要件)

第3条 修士課程の修了要件は、学則第5条第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、同項ただし書に定める特例を認めることができる。

2 博士後期課程の修了要件は、学則第6条第1項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を20単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学則第6条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項に定める特例を認めることができる。

3 獣医学を履修する博士課程（以下「獣医学博士課程」という。）の修了要件は、学則第7条の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を32単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、同条ただし書に定める特例を認めることができる。

4 前3項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

## (教育課程)

第4条 各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるところによる。

2 授業科目の単位数は、講義については15時間、演習については30時間、実験又は実習については45時間の授業時間をもって1単位とする。

3 学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

4 前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第6条 修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを修士課程の単位とすることができる。

(1) 学部及びグローバル教育センターの科目

(2) 他の専攻、他の研究科若しくは教育部の修士課程又は専門職学位課程の科目

第7条 博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1) 修士課程、農学部獣医学課程及び医学部医学科の科目

(2) 他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

2 修士課程において、修了に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て博士後期課程の単位数に加えることができる。ただし、10単位を超えることができない。

第8条 獣医学博士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修した場合は、これを獣医学博士課程の単位とすることができる。ただし、4単位を超えることができない。

(1) 学部及びグローバル教育センターの科目

(2) 他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の2 学則第10条の3の定めにより、学生が入学前に本学大学院において修得した単位は、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを所属課程の単位とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、その取扱いの細目については、別に定める。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第9条 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目届及び受験届)

第10条 学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内の所定の様式により届出なければならない。

(試験)

第11条 試験は学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

2 前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第12条 学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

(最終試験)

第13条 最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

(学位の授与)

第14条 修士課程の学生で学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、修士(農学)の学位を授与する。

2 前項の場合において、木造建築コースを履修する者については、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えるものとする。この場合において、前2条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。

第15条 博士後期課程の学生で学則第6条に定める修了要件を満たした者には、博士(農学)の学位を授与する。

第16条 獣医学博士課程の学生で学則第7条に定める修了要件を満たした者には、博士(獣医学)の学位を授与する。

(入学資格)

第17条 修士課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項(第8号を除く。)の定めるところによる。

2 博士後期課程に入学することのできる者は、学則第16条第2項各号の定めるところによる。

3 獣医学博士課程に入学することのできる者は、学則第16条第3項(第8号を除く。)の定めるところによる。

4 第2項の場合において、学則第16条第2項第7号及び第8号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

(再入学)

第18条 修士課程又は博士後期課程及び獣医学博士課程を在学期間内に退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初めに限り、教育会議の議を経て、入

学を許可することができる。

- 2 再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。
- 3 再入学者の修業年限並びに履修単位の認否については、教育会議の議を経て、これを定める。

(転入学)

第19条 学則第23条に定める転入学については、他の大学の大学院博士後期課程及び獣医学博士課程に在学している学生であって、当該学生の指導教員が本研究科の教員に就任した場合に限り許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、転入学の受入れについては、別に定める。

(転科)

第19条の2 学則第24条に定める転科の受入れについては、別に定める。

(副専攻制)

第20条 学則第9条第2項に基づき、本研究科に副専攻を履修させる制度（これを「副専攻制」という。）を置く。

- 2 副専攻の選択は、専攻主任の推薦に基づき、教育会議の議を経て、これを許可する。
- 3 副専攻を修了するためには、所属する専攻を修了し、かつ、副専攻として選択を許可された専攻の定める所要単位を修得しなければならない。
- 4 研究科長は、前項の規定を満たした者には、教育会議の認定を経て、副専攻修了証を付与することができる。

(特別研究学生)

第21条 学則第32条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第22条 大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

(大学院科目等履修生)

第23条 学則第31条の2に定める大学院科目等履修生の受入れについては、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、その取扱いの細目については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月21日から施行し、昭和56年4月1日以後の入学者から適用する。
- 2 昭和56年3月31日以前に入学し、改正後も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に第1種課程の修士課程又は第1種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成8年4月1日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。
- 3 平成8年3月31日以前に第3種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成8年4月1日から獣医学博士課程に所属するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月27日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科規則の規定は、平成17年12月1日から適用する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則（平成31年1月29日東大規則第54号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日東大規則第68号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日東大規則第73号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日東大規則第97号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別表 農学生命科学研究科専攻授業科目表](#)

## 沿革

### 東京大学大学院農学生命科学研究科規則

#### 体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

#### 沿革情報

- ◆昭和40年05月18日 評議会可決
- ◇昭和41年04月01日
- ◇昭和42年01月17日
- ◇昭和44年04月01日
- ◇昭和45年04月01日
- ◇昭和47年04月18日
- ◇昭和48年02月20日
- ◇昭和49年04月01日
- ◇昭和49年10月01日
- ◇昭和50年04月01日
- ◇昭和51年03月16日
- ◇昭和52年04月01日
- ◇昭和53年04月28日
- ◇昭和55年04月01日
- ◇昭和56年04月01日
- ◇昭和56年04月21日
- ◇昭和58年04月01日
- ◇昭和58年04月19日
- ◇昭和59年04月01日
- ◇昭和62年01月23日
- ◇昭和62年04月01日
- ◇昭和62年04月21日
- ◇平成01年04月24日
- ◇平成02年04月01日
- ◇平成03年04月01日
- ◇平成04年04月01日

◇平成05年04月01日  
◇平成05年04月20日  
◇平成06年04月19日  
◇平成07年04月01日  
◇平成07年11月21日  
◇平成08年04月01日  
◇平成09年04月01日  
◇平成10年04月01日  
◇平成11年04月01日  
◇平成12年03月21日  
◇平成13年04月01日  
◇平成13年07月10日  
◇平成14年03月29日  
◇平成15年04月01日  
◇平成16年03月30日  
◇平成16年04月20日  
◇平成16年09月21日  
◇平成17年02月18日  
◇平成17年03月17日  
◇平成17年12月13日  
◇平成18年01月27日  
◇平成18年01月30日  
◇平成18年03月01日  
◇平成18年07月13日  
◇平成19年02月20日  
◇平成20年02月19日  
◇平成21年01月23日  
◇平成21年03月10日  
◇平成22年02月16日  
◇平成23年02月24日  
◇平成23年06月01日  
◇平成24年02月21日  
◇平成24年06月28日  
◇平成25年03月27日  
◇平成26年01月17日  
◇平成27年02月17日

- ◇平成28年01月27日
- ◇平成28年06月23日
- ◇平成29年03月14日
- ◇平成30年03月09日
- ◇平成31年01月29日
- ◇平成31年03月19日
- ◇令和02年03月19日
- ◇令和03年03月23日
- ◇令和03年03月26日
- ◇令和04年02月28日
- ◇令和05年03月07日
- ◇令和05年12月22日
- ◇令和06年03月12日